

厚生労働省発職 0328001号

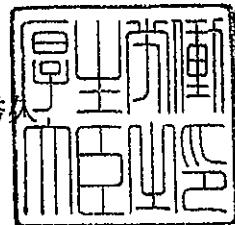
労働政策審議会

会長 西川 俊作 殿

別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成17年3月28日

厚生労働大臣 尾辻 秀人



雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 地域雇用開発促進助成金制度の改正

- (一) 沖縄若年者雇用開発助成金を地域雇用開発促進助成金に統合すること。
- (二) 地域雇用開発促進助成金は、地域雇用促進特別奨励金、地域高度人材確保奨励金及び沖縄若年者雇用奨励金とするものとすること。

二 労働移動支援助成金制度の改正

- (一) 平成十八年三月三十一日までの間、労働移動支援助成金として、建設業労働移動円滑化支援助成金を支給するものとすること。
- (二) 建設業労働移動支援定着促進給付金を次のように改めるものとすること。
 - 1 建設業労働移動支援定着促進給付金を建設業新規・成長分野定着促進給付金と改めるものとすること。

2 支給対象となる事業主を、新規・成長分野（内外の社会経済情勢の変化に対応した新たな事業

の創出又は事業の成長発展により雇用機会の増大が見込まれる事業の分野をいう。)に係る事業を単独又は共同で行う事業主(当該事業を単独又は共同で行うこと)を計画している事業主を含む。)とするものとする」と。

- 3 支給対象となる講習を、期間が二週間以上のものとし、給付金の額を、雇い入れた労働者一人につき、三十万円とするものとすること。

(三)

能力開発業務実施奨励金を次のように改めるものとすること。

- 1 中小建設事業主の団体又はその連合団体が、新規・成長分野又は地域における経済の活性化に資する分野(以下「新規・成長分野等」という。)への再就職等に必要な講習・情報提供等の援助を実施し、当該援助が終了した日から三箇月以内に援助対象者の当該新規・成長分野等への再就職等が実現したときは、当該団体に対する能力開発業務実施奨励金を、当該援助の実施に要した費用(再就職等が実現した援助対象者に係るものに限る。)の額の三分の一に相当する額(当該再就職等が実現した援助対象者一人当たり最高四十万円)を増額するものとすること。

- 2 中小建設事業主の団体又はその連合団体が、新規・成長分野等以外の分野への再就職等に必要

な講習・情報提供等の援助を実施し、当該援助が終了した日から三箇月以内に以内に援助対象者の再就職等が実現したときは、当該団体に対する能力開発業務実施奨励金を、当該援助の実施に要した費用（再就職等が実現した援助対象者に係るものに限る。）の額の六分の一に相当する額

（当該再就職等が実現した援助対象者一人当たり最高二十万円）を増額するものとすること。

第二 独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正

一 建設教育訓練助成金制度の改正

(一) 第三種建設教育訓練助成金を次のように改めるものとすること。

- 1 職業訓練法人に対する助成金の支給要件を建設工事における作業に係る職業訓練を実施するものとすること。

2 職業訓練推進団体が職業訓練の推進のための活動を行つた場合に、一の事業年度につき、当該

職業訓練推進団体が職業訓練の推進のための活動に要した経費のうち厚生労働大臣が定める経費の額の三分の二に相当する額（その額が、当該訓練の規模に応じて九千万円、七千五百万円、六千万円又は四千五百万円の中から厚生労働大臣が定める額を超えるときは、当該定める額）を支

給するものとする」と。

一 雇用改善推進事業助成金制度の改正

(一) 第一種雇用改善推進事業助成金及び第二種雇用改善推進事業助成金を次のように改めるものとする

こと。

1 建設労働者の再就職に係る支援の実施を促進するための助言、指導その他の援助を行う事業を、助成率及び限度額の引き上げ対象となる重点項目に追加するものとする」と。

2 1の事業を行つた中小建設事業主の団体若しくはその連合団体又は総合工事業を行う者に対して、当該事業に要した費用（当該事業の全部又は一部について他の建設雇用改善助成金が支給されるべき場合には、その全部又は一部に要した費用を除く。）の額の三分の一に相当する額（全国的な中小建設事業主の団体又はその連合団体に対して支給されるべき場合にあつては、その額が四百万円を超えるときは、四百万円、その他の場合にあつては、その額が百万円を超えるときは、百万円）を第一種雇用改善推進事業助成金として、支給するものとすること。

3 雇用改善実施計画に基づき1の事業を行つた中小建設事業主の団体又はその連合団体に対して、

当該事業に要した費用の額の三分の二に相当する額（その額が百万円を超えるときは、百万円）を第二種雇用改善推進事業助成金として、支給するものとすること。

三 建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金制度の改正

(一) 平成十八年三月三十一日までの間、第二種建設教育訓練助成金又は第四種建設教育訓練助成金として、建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金を支給するものとすること。

四 建設業需給調整機能強化促進助成金制度の改正

(一) 平成十八年三月三十一日までの間、雇用改善推進事業助成金として、建設業需給調整機能強化促進助成金を支給するものとすること。

(二) 支給対象として、中小建設事業主に対し、中小建設事業主から離職を余儀なくされる建設労働者又は離職を余儀なくされた建設労働者の求職に関する情報等の収集、整理及び提供を行う事業を実施しようとする中小建設事業主団体を加えるものとすること。

(三) 支給限度額を百万元とするものとすること。

第三 施行期日等

- 一 この省令は、平成十七年四月一日から施行するものとすること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとすること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うものとすること。